

令和8年度 訪問診療等設備整備事業について

1. 事業概要

医療機関や訪問看護ステーション等が行う、居宅等に訪問する際に必要な車両や医療機器・器具の整備に対して支援することで、在宅医療を受ける機会の増加、在宅医療の質の向上を図る。

さらに、大学等の教育機関において訪問診療についての教育を行うために必要な設備の整備に対して支援を行うことで、訪問診療の一層の普及を図る。

(1) 事業主体

県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局等

(2) 補助の要件

整備することによる事業効果が十分に見込まれるものと県が認めたものであること

(3) 補助基準等

① 基準額

県が必要と認めた経費を予算の範囲内で補助する。

ただし、基準額の上限を以下のとおりとする。			
・車両（国産車）	150万円	（補助上限）	100万円
・心電計	75万円	（補助上限）	50万円
・上記以外	150万円	（補助上限）	100万円



② 対象経費

備品購入費（1品あたりの購入予定単価が10万円以上のものに限る）

（整備機器の一例）

- ・訪問診療等に必要車両
- ・ポータブルレントゲン装置、微量点滴ポンプ、吸引器等

（ただし、訪問診療等の際に訪問先で使用する機器に限定する。）

③ 補助率 2/3以内

2. 令和8年度事業の申請にあたっての留意事項（必ずご確認ください）

- (1) 1事業者につき「車両」「医療機器・器具」のいずれか一方を、1台（1機器）のみ申請可能です。
- (2) 予算に限りがある中より多くの申請者に交付を行うため、必ず複数社から原則同じ機種（車種）で見積書を取得し、安価な方を申請してください。（複数社分の見積書の写しを申請書に要添付）
- (3) 補助金の交付決定日以降に購入（契約・発注）し、かつ、令和9年3月末までに納品が完了するもののみ申請が可能です。詳細は下記「4 事業の流れ」を参照）

※交付決定日は9月下旬を予定

3 申請の優先順位について

予算額を上回る申請があった場合には、原則として、次の①～③を考慮して予算の範囲内で採択事業者を決定します。

- ① 条件不利地域で訪問診療・訪問看護等を行う事業者を優先
- ② 本事業による補助を受けたことの無い事業者を優先（新規に訪問診療・訪問看護等に着手する事業者を含む）
- ③ 民間事業者を優先

※申請の内容や必要性がわかるよう、具体的に事業計画の記載をお願いします。

※各申請者からの申請額の総額が予算額を超過した場合、不採択とさせていただきます。

4 事業の流れ

【県】…県が実施すること

時期	スケジュール	補 足
8/14（金）まで	交付申請書類の提出	必要書類を県医療政策課あてに提出 （郵送またはメールによる提出）
9月下旬（予定）	【県】 交付決定通知	補助金が交付される場合は「交付決定通知書」、交付されない場合はその旨記載した通知を郵送します。
交付決定 （9月下旬予定） 以降	対象機器・車両の購入	交付決定通知が届いたら、対象機器・車両を購入し、令和9年3月末までに納品を完了させること。（※）
納品・支払完了後	実績報告書の提出	必要書類を県医療政策課あてに提出 （郵送またはメールによる提出）
随時	【県】 補助金の支払い	実績報告書の内容確認後、ご指定の口座へ補助金を振り込むと共に、補助金額の確定通知書を郵送します。

※ 交付申請後、交付決定通知より前に契約（発注）する必要がある場合は、契約（発注）前に、事前着手届を提出してください。県が事前着手届を承認した日より前に購入したものは補助対象外です。（様式は県 HP に掲載）

5. 申請方法

郵送・メールのいずれかの方法により申請書類を提出してください。

【郵 送】 〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 在宅医療係 吾郷

【メール】 zaitaku-iryo@pref.shimane.lg.jp

※メールによる申請について

受信後10日以内に「申請受付完了」という件名の返信メールをお送りします。

この返信メールが届かない場合は、送信エラー等でメールが届いていない可能性がありますので、大変お手数ですが、担当者（TEL：0852-22-6548 吾郷）あてにお電話ください。